

(別添1)

収穫調査委託契約仕様書

(適用)

- 1 この仕様書は、収穫調査委託契約について一般的事項及び調査事項を定め適用するものである。
- 2 収穫調査委託契約の実行に当たっては全て誠意を旨とし、かつ実施の細部について受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督職員の指示に従わなければならない。

第1 一般的な事項

1 調査計画表の作成、提出、承認

- (1) 乙は、収穫調査委託契約約款（以下「約款」という。）第2条第1項の規定に基づき、「調査計画表」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 乙は調査計画書の内容に変更が生じたとき及び調査期間内に調査を完了することができないと認めるときは、約款第12条第1項の規定に基づき甲に対して遅滞なくその理由を詳記した書面に変更調査計画書を添付して、期間の延長を求めることができる。
- (3) 甲は、前号の場合においてその理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障が無いと認められるときは、調査期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知しなければならない。

2 現場代理人及び担当技術者

- (1) 乙は、約款第6条第1項に基づき「現場代理人及び担当技術者等届」を調査前に甲に提出しなければならない。
なお、約款同条第4項の規定により変更した場合又は乙の都合により変更した場合も同様とする。
- (2) 現場代理人は、別表「担当技術者の資格区分」にある技術員の技術経歴以上の者であって、甲が適切と認めた者とする。

3 極印管理責任者及び極印使用者届の提出

乙は、約款第7条第1項に基づき、「極印管理責任者及び使用者届」を調査前に甲に提出しなければならない。

4 支給材料及び貸与品

- (1) 甲は、約款第8条第1項に定める支給材料及び貸与品について「支給材料通知書」及び「貸与品通知書」により乙に通知するものとする。
- (2) 乙は、約款第8条第2項の規定に基づき支給材料又は貸与品の引き渡しを受けたときは、その都度「支給材料受領書」又は「貸与品借用書」を、甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、支給材料が不足したときは、「支給材料追加申請書」を甲に提出することができる。
- (4) 甲は、前項の「支給材料追加申請書」を受理したときは、調査の実施のために必要と認められない場合を除き、「支給材料追加通知書」により、乙に通知するものとする。

5 極印の貸与、返納

- (1) 甲が乙に対して約款第9条第1項の規定に基づき極印を貸与する場合は、甲の極印管理担当者が行うものとする。
- (2) 乙は、約款同条第2項の規定に基づき極印の引き渡しを受けたときは、その都度「物品（極印）借用書」を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、約款同条第6項の規定に基づき調査の完了もしくは変更又は契約解除等によって極印が不要となったときは直ちにその極印について「物品（極印）返納届」を甲の指

示した時期及び場所で甲に返納しなければならない。

6 変更契約

(1) 次に掲げる場合は、約款第 11 条第 2 項に基づき契約を変更する。

ア 契約を履行できない調査箇所が発生する場合

イ 調査箇所を踏査した結果、次に掲げる事項について甲が指示した場合

(ア) 立木調査方法の変更

(イ) 実測方法の変更

(ウ) 新たに伐採列等を設定するための実測作業

(エ) 新たな標準地調査法の標準地の設定

(オ) 新たな除外地の設定。ただし標準地調査法による調査箇所は除く。

(カ) 収穫とりやめ

ウ その他契約条件が変わると甲が判断した場合

(2) 予定数量（調査区域面積）に対し 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合は、約款第 11 条第 3 項に基づき契約を変更する。

ただし、標準地内のみ選木・標示を行う標準地調査法の面積は増減の対象とせず、毎木調査法の面積が 30 パーセント以上の増減が見込まれる場合のみを対象とする。

7 委託代金の確定及び部分払

本委託契約は、概算契約であることからその精算が必要であり、約款第 15 条第 3 項の規定に基づく委託代金の確定方法は、次のとおり行うものとする。

(1) 予定数量（調査区域面積）に対し 30 パーセント未満の増減の場合の委託代金

ア 委託代金確定額

最終的な委託代金確定額は、契約金額（消費税を除く）を予定数量（調査区域面積）で除した単価（端数処理をしていないもの）に確定した数量（調査区域面積）を乗じて算出する。

イ 消費税及び地方消費税相当額

委託代金確定額の 10/100 とし、円未満の端数は切り捨てる。

ウ 精算

委託代金確定額は、部分払累計額を控除したものとする。

(2) 部分払

約款第 16 条第 3 項に規定する部分払いの委託代金相当額算定方法は次のとおり行う。

ア 一部完了部分に対する部分払

調査完了した箇所（林小班単位）における検査合格に対する部分払とし、その委託代金算定は次による。

甲が算出した契約箇所（林小班単位）ごとの経費の総和×0.9×消費税

イ 2 の（1）で算出した単価は、契約総額の単価であるため部分払の代金確定には採用しない。

(3) 収穫とりやめ箇所

間伐設計の結果等からその後の調査をとりやめる箇所については、間伐設計等までの経費を見込む。

8 その他

(1) 甲が委託調査地への立会を求めたときは、乙は、特別な事情のない限りこれに応ずるものとする。

(2) 本契約に係る諸手続については、甲が指示する様式を使用するものとする。

第 2 調査に関する事項

1 収穫調査の細部

- (1) 収穫調査の方法及び取扱いの細部については、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程」（平成 27 年 3 月 23 日 26 東資第 102 号）、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程運用」（平成 27 年 3 月 24 日 26 東資第 103 号）、「国有林野産物極印規則」（昭和 34 年 4 月 4 日農林省訓令第 15 号）、「国有林野産物極印規則実施細則等について」（昭和 34 年 12 月 2 日 34 林野業第 3336 号）及び「間伐の要領の制定について」（平成 28 年 2 月 17 日 27 東計第 90 号）、「青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定版）」（平成 23 年 4 月 28 日付け計画課長文書）の定めるところによるものとする。
- (2) 甲は、前項に掲げる文書の内容について具体の指示がある場合は、特記仕様書に示すものとする。
- (3) 甲は、必要に応じて調査内容の変更を乙に指示することができる。
ただし、調査箇所の追加、振り替えは行わないものとする。

2 希少動植物

乙は、調査に際して、希少動植物の生息・生育を確認した場合は速やかに甲に報告するものとする。

3 環境負荷低減への取組

乙は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

4 安全管理態勢の確立

- (1) 乙は、労働安全衛生に関する諸法令及び交通法規のほか、甲の指示を遵守し、労働災害及び交通災害を発生させないものとする。
- (2) 乙は、調査地ごとに現場代理人及び安全管理者を配置するものとする。
また、災害発生時等緊急時の連絡体制を甲へ届け出るものとする。
- (3) 乙は、現場作業担当者の非違行為によって、林野火災を発生させないものとする。

5 その他

- (1) 乙は、作業上必要な施設の設置箇所については、甲の指示を受けるものとする。
- (2) 乙は、業務上知り得た成果等について他人に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、約款及びこの仕様書に明示されていない事項又は疑義を生じたときは、監督職員の指示を受け、これに従うものとする。

別表

技 術 者 の 資 格 区 分

技術者の名称	技 術 経 歴
技 師 長	<p>1 技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 14 条に規定する技術士の登録（林業部門（林業））を受けた者</p> <p>2 委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有しかつ、その実務経験が通算 5 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法 69 条の 2 に規定する大学（以下「短期大学という。」）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒という。」）であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であつて、卒業後林業経営又は森林評価の職務に従事した期間が 32 年以上ある者</p> <p>(4) 一般社団法人日本林業技術協会が行う林業技士の登録（林業経営又は森林評価部門）を受けた者、又はこれと同等の能力を有する技術者であつて、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者</p>
主任技師	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有しかつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 大学卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価部の職務に従事した期間が 18 年以上ある者</p> <p>(2) 専門学校卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であつて、卒業後林業経営又は森林評価の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(4) 林業技士の登録を受けた後、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</p> <p>(5) 森林管理局長又は森林管理署長、支署長及び森林管理事務所長（以下「森林管理局長等」という。）が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者</p>

技術者の名称	技 術 経 歴
技師（A）	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 （2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が17年以上ある者 （3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が20年以上ある者 （4）林業技士の登録を受けた後、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が4年以上ある者 （5）森林管理局長等が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者
技師（B）	<p>委託する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 （2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 （3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が18年以上ある者 （4）林業技士の登録を受けた者 （5）森林管理局長等が前記（1）～（4）と同程度以上の能力を有すると認める者
技師（C）	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）大学卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が5年以上ある者 （2）専門学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 （3）高等学校卒であって、林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が11年以上ある者 （4）森林管理局署（営林局署を含む。）において10年以上（他の官公署、森林組合等においては15年以上）勤務し、立木調査業務の経験を3年以上有する者で、現場作業に従事する労働者を直接指揮監督する能力を有すると森林管理局長等が認める者
技 術 員	<p>林業経営又は森林評価部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有すると森林管理局長等が認める者</p>

別紙 6

収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

(区域の設定について)

・溪畔周辺区域が含まれると説明された収穫調査箇所においては、区域の範囲等について監督員と打合せのうえ決定するものとする。なお、復命書に添付する施業実施計画図及び実測位置図には、沢に青色を付して凡例に溪畔である旨記載するものとする。

(主伐の調査について)

・皆伐・複層伐の調査については、溪畔周辺区域を保護樹帯として設定・区分し、必要に応じて間伐するものとする。なお、分収林等において契約どおり実行する場合は従来どおり区域全域の調査を行うものとする。

・択伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来成立すべき植生の維持・形成に配慮した選木とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(間伐の調査について)

・毎木調査法による定性間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来生育すべき樹種以外を選木するものとする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・毎木調査法による列状間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・標準地調査法による定性間伐・列状間伐の調査については、調査は従来どおり行うものとするが、標準地の設定箇所は溪畔周辺区域外とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

(搬出計画図の作成について)

・搬出計画図（搬出系統図）の作成にあたっては、できるだけ水際に近い位置での森林作業道作設を想定しないよう留意するものとする。

特記仕様書(地上型3Dレーザスキャナを用いた標準地調査について)

この特記仕様書は、調査方法に「標準地(簡標又は3Dレーザ)」と指定された調査箇所において、受託者が地上型3Dレーザにて調査を行うことを選択した場合に適用する。

1. 調査方法について

受託者は、調査方法に「標準地(簡標又は3Dレーザ)」と指定された調査箇所において、従来手法又は地上型3Dレーザのいずれかの方法を選択するものとする。

地上型3Dレーザを選択した場合の具体的な調査方法等については、契約後に手交する「地上型3Dレーザを活用した収穫調査実施手順(標準地プロット調査)」(以下、手順書)に沿って実施すること。

2. 使用する機器等について

計測装置及び計測データ解析ソフトウェア等については、以下の規格を満たすものを受託者自身で調達して使用すること。なお、やむを得ず規格外の機器等を使用する場合は、事前に監督職員と協議すること。

(計測装置)

- ① 最大スキャン速度: 43,200 点/秒以上
- ② 立木の検出範囲: 15m以上
- ③ レーザの種類: クラス1
- ④ スキャニング角度: 垂直 270 度以上、水平 180 度以上
- ⑤ その他: GPS 搭載、バッテリー稼働、カラー画像化システム
- ⑥ 記録媒体: 外付け USB メモリ

(計測データ解析ソフトウェア)

- ① 次の計測集計解析が可能であること
(1) 胸高直径 (2) 樹高 (3) 立木本数 (4) 材積 (5) 立木位置図データ
- ② 計測データ解析ソフトウェアは最新のバージョンであること。

(動作環境(PC))

- ① オペレーティングシステム: Windows 10、11(64ビット)
- ② NET Framework: 4.7.2 以上
- ③ プロセッサ(CPU): Intel Core i5 (Intel Core i7 推奨) 以上
- ④ メインメモリ: 8GB 以上
- ⑤ 記憶装置: 5GB 以上の空き容量がある HDD (SSD を推奨)
- ⑥ ディスプレイ: SXGA (1280 × 1024) 以上推奨
- ⑦ USB ポート: 空き USB ポート 1 つ以上

3. 標準地の標示について

標準地は立木に青色スプレー又は青テープで標示するとともに、四隅の立木に収測番号札(白色)を貼ること。また、3Dレーザの計測地点には仮杭を設置し、杭の頭にテープを巻いて計測番号を記入すること。

4. 樹高の補正について

地上型3Dレーザスキャナにより解析した樹高データと実際の樹高に2メートル以上の差異が認めら

れる場合には、計測データ解析ソフトウェアを用いた樹高補正(手順書参照)を行うこと。また、樹高補正を行った立木はテープ等で標示すること。

5. 提出資料について

通常の収穫調査に必要な資料のほか、標準地の面積を表示した「立木配置図」(手順書参照)に「全立木リスト」(計測データ解析ソフトウェアから出力)を添付し、復命書の付属資料として提出すること。

なお、標準地の測量は基本的に地上型3Dレーザスキャナで行うこととし、この場合、標準地に係る測量野帳及び実測原図は不要とする。

6. 計測データの提出について

地上型3Dレーザスキャナで計測したデータについては、事前にウイルスチェックを行ったうえで、大容量ファイル転送サービスで提出すること。なお、アップロードリンクは森林管理(支)署から発行する。

7. 完成検査について

完成検査は立木配置図及び全立木リストを用いて、本数、樹種、品質区分について審査を行い、原調査と現地審査に、本数比で10%以上の差異が生じる場合は再調査とする。なお、直径、樹高及び材積については審査の対象としないが、樹高補正の適否については審査対象とする。

その他の審査事項及び再調査の基準については、「東北森林管理局国有林野産物収穫調査の現地審査要領」のとおりとする。

8. 変更契約について

調査方法に従来手法又は地上型3Dレーザのいずれを選択した場合であっても、契約金額は変更しない。

また、調査方法に従来手法が指定されている箇所において、受託者が現地判断により地上型3Dレーザを使用して調査を行う場合であっても、変更契約の対象としない。ただし、この場合、調査方法の変更について、事前に監督職員と協議すること。

9. その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定すること。

特記仕様書(GNSS 受信機を用いた測量について)

この特記仕様書は、測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所の測量作業において適用する。

1. 測量方法について

測量方法に「GNSS 又はコンパス」と指定された調査箇所においては、GNSS 受信機を用いて測量することを基本とするが、受注者の判断によりコンパスを使用することも可とする。

2. 使用する GNSS 受信機について

東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程運用6第5項に定める方法が実施可能な機種を使用すること。

3. 精度の検証について

GNSS 受信機を使用する際には、作業前に受信精度の確認を行い、PDOP 値が安定的に4以下を維持できない可能性がある場合には、その他の測量手法を検討すること。

4. 提出物について

測量結果は別紙「測量野帳(GNSS 測量用)」に取りまとめるとともに、実測原図及び実測位置図等に反映すること。

また、GNSS 受信機で取得した電子データについては、事前にウイルスチェックを行ったうえで、電子メール等で提出すること。

5. 変更契約について

受注者の判断によりコンパス測量を行ったものについては、原則として変更契約の対象としないが、第3条の精度検証の結果に基づき GNSS 以外の測量方法を選択した場合や、その他の理由により GNSS 受信機を使用することが適当でないと判断される場合には、監督職員と協議のうえ変更することができる。

6. その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じ監督職員と協議のうえ決定すること。

測 量 野 帳 (GNSS測量用)

使用機種： 面積 (ha)： 国有林 林班 小班
 測地系： 外周 (m)： 調査年月日 年 月 日
 座標系： 調査員

測点 番号	座標値				測定 回数	PDOP	衛星数	方位角 (度)	水平距離 (m)	備 考
	緯度	経度	X	Y						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
0										

※1 座標値の表記は小数点第1位以上とし、機器の測定可能な限り詳細に記載すること。

※2 表は必要に応じて修正することを可とするが、座標値、測定回数、PDOP値及び衛星数の記載は必須とする。

平成23年4月28日

東北森林管理局
計 画 課

青森ヒバ天然林の間伐における選木の考え方について（暫定版）

近年の青森ヒバ天然林の伐採指定箇所は、そのほとんどが過去に択伐を実施したものである。これらの現在の林分状況は、回帰年を経過して択伐林型になっている箇所ばかりでなく、前回の択伐で大径木主体に伐採されたことにより中小径木主体の一斉林型の林分となっている箇所もよく見られるようになってきている。

このような中小径木主体林分を早期に大径木、中径木、小径木がバランス良く配置されている林分（択伐林型）に誘導するため、ヒバ天然林の間伐を積極的に実施することが必要となってきている。

しかしながら、これまでヒバ天然林の間伐の選木の考え方が定まっておらず、結果的に間伐でありながら大径木主体の伐採が行われることが懸念されることである。

このことから、当面の間、回帰年をクリアしたヒバ天然林を林型毎に区分し、その間伐を実施する際の選木の具体的な考え方を、これまでのヒバの取扱い方法を踏まえて暫定的に以下のとおりとする。

1 林型区分の把握と選木の方法等

(1) 林型区分の把握

対象林小班について、収穫調査前に標準地調査を行い、林分構造区分（別紙：青森ヒバにおける林分構造区分別施業方法参照）に基づき③中径木主体型、⑦中小径木型、⑧小径木主体型のいずれかに区分する。

この場合、同一小班内に複数の林型区分があることも想定される。

なお、③、⑦、⑧のいずれにも該当しない箇所がある場合は、当該部分を間伐対象地から除外することとする。

(2) 具体的な選木方法

1) 本数率、伐採率など量的な面からの選木

ア ③中径木主体型と区分された場合

目指すべき林分構造は、②成長良好型であることから、選木に当たっては、

ア) 大径木は伐採見合わせ、ただし大径木であっても残存木を阻害する低質材は伐採、

イ) 中径木は林分内の中径木の30%程度(本数率)を目安に伐採、することとし、稚幼樹の成長促進を目指す。

この場合の伐採率(材積率)は林分全体の30%以内とする。

イ ⑦中小径木型と区分された場合

当面、目指すべき林分構造は、③中径木主体型、若しくは、⑥大径木択伐型であることから、選木に当たっては、

ア) 大径木は伐採見合わせ、ただし大径木であっても残存木を阻害する低質材は伐採、

イ) 中径木と小径木はそれぞれの径級の中から20%程度(本数率)を目安に伐採、

することとし、中大径木の成長促進を目指す。

この場合の伐採率(材積率)は林分全体の20%以内とする。

ウ ⑧小径木主体型

当面、目指すべき林分構造は、⑦中小径木型であることから、選木に当たっては、

ア) 大径木は伐採見合わせ、ただし大径木であっても残存木を阻害する低質材は伐採、

イ) 中径木は林分内の中径木の10%程度(本数率)を伐採、

ウ) 小径木は林分内の小径木の30%程度(本数率)を伐採、

することとし、中小径木の成長促進を目指す。

この場合の伐採率(材積率)は林分全体の30%以内とする。

なお、標準地調査の結果、大径木や中径木の割合が極めて低く、小径木のみので伐採になるような場合は、間伐対象外とすることも検討する。

2) 形質などの質的な面からの選木

選木に当たっては、原則、形質の悪いものから行うが、密生地のすかし伐りなど配置状況も考慮して行うものとする。

また、主伐時に伐採対象となりうる形質の良好なものの伐採は原則避けることとする。

なお、広葉樹については、下層にあるヒバの成長促進に資するため、積極的に伐採するものとする。

(3) その他

前記(1)の「収穫調査前に行う標準地調査」は、あくまでも当該小班の林型区分を判定するための簡易な調査であり、収穫調査規定に基づく標準地調査には該当しないことから、調査項目は、樹種、直径、本数とする。

なお、例え同一小班であっても、様々な林型が存在する場合には、小班内に存在する様々な林型を把握するため、その林型毎に標準地(400 m²以上)を設定することとする。

2 支障木の取扱い

これまで、事業実行の際に発生する支障木(搬出、伐倒)については、本体伐採率とは別に計算していることが多く、結果として指定伐採率を上回ってしまい、このことがヒバ林の一斉林型を招いた一因と考えられる。

今調査では、支障木の発生が予想される箇所は、事前に支障木分も選木し、指定伐採率以内となるよう留意すること。

3 その他

青森ヒバ天然林の施業(生産)群は、「ヒバ択伐施業(生産)群」と「ヒバ択伐林誘導施業(生産)群」に区分されており、ヒバ択伐施業(生産)群に区分されているながら当該小班の林分状況が中小径木主体林分であって、間伐が必要と判断された場合は、伐採指定(間伐)の際に、ヒバ択伐林誘導施業(生産)群に変更することとなる。